令和9年度入所での主な変更点

● 申請書類について
毎年、様式の見直しを行い、修正を行っています。
令和9年度申請においては、令和9年度保育施設等入所案内に記載する様式を使用してください。

● 利用調整の基準について

種別	項目		変更内容
基準指数	就労		就労時間と区分を変更
	就学予定		新たに追加
調整指数（保護者）	複数類型		調整指数を変更
調整指数（世帯）	特定地域型利用		調整指数を変更
	他施設利用	認可外保育施設等	調整指数を変更
		定期利用（一時）保育	項目の削除
		市外認可保育施設	調整指数を変更
	きょうだい転園希望		【旧】きょうだいそれぞれが異なる認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用していて 【新】きょうだいそれぞれが異なる市内の認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用していて
	滞納		項目の削除
	内定辞退		項目の削除
	順位３		新たに追加
	順位４		【旧】保護者が保育士又は幼稚園教諭で、 【新】保護者が市外在勤の保育士又は幼稚園教諭で、
備考			（５）を削除
			（１５）を追加

● 電子申請について
・令和9年4月入所申請から、電子申請はLOGOフォームを利用した申請に変更となります。
申請フォームのURLについては、右記の二次元コードから市HPをご確認ください。

● 施設について
・「げんきな森保育園」は、令和9年度より認定こども園化し、「げんきな森こども園」に名称を変更する予定です。
保育（保育所）部分への入所は、市役所保育課への利用申請と市での利用調整が必要となります。

● 小金井市に転入予定がない方の申請について
・４月入所（二次募集）及び各月の選考において申請可能ですが、０歳クラス～２歳クラス及び市立保育園の全クラスは転入予定がない方の申請はできません。

●小金井市から転出後の、市立保育園の継続利用可能期間について
・小金井市から転出後、市立保育園は転出した年度末まで継続して利用が可能です。翌年度4月以降の保育園利用については、転出先の自治体で入所申請を行ってください。

【正誤表】令和9年度 入所案内 訂正のお知らせ

79ページ「児童状況申告書（裏）」の「発達状況」項目

【誤】「12～17は2歳児クラスの児童の場合にご回答ください。」

【正】「12～17は2歳児クラス以上の児童の場合にご回答ください。」